

温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則

(平成十二年三月三十一日規則第六十五号)

(趣旨)

第一条 この規則は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号。以下「法」という。）、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）及び大分県温泉法施行条例（平成十一年大分県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(温泉掘削許可申請書)

第二条 省令第一条第一項の申請書は、温泉掘削許可申請書（第一号様式）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 温泉の必要性、利用計画等を記した掘削理由書
- 二 掘削地点を明確に表示し、付近二百メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況を記入した付近見取図
- 三 土地登記事項証明書及び申請者が土地所有者でない場合は、掘削のために使用する権利を有することを証明する書類
- 四 掘削地周辺の公図
- 五 掘削孔断面図
- 六 利用計画図
- 七 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 八 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が省令第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 九 省令第一条の二十号に規定する掘削時災害防止規程
- 十 代替掘削であつて掘削地点と隣地の境界との距離が二メートル未満の場合は、隣地の土地登記事項証明書並びにその土地所有者の承諾書及び印鑑登録証明書の写し
- 十一 申請者が法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 十二 その他知事が必要と認める書類又は図面

(掘削許可等を受けた者である法人の合併及び分割に係る承認の申請書)

第二条の二 省令第三条第一項の申請書は、法人の合併又は分割に係る温泉掘削（増掘・動力装置）許可承認申請書（第一号様式の二）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

(掘削許可等を受けた者の相続に係る承認の申請書)

第二条の三 省令第四条第一項の申請書は、相続に係る温泉掘削（増掘・動力装置）許可承認申請書（第一号様式の三）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 申請者が法第四条第一項第四号又は第五号号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉増掘又は動力装置許可申請書)

第三条 省令第六条第一項の申請書は、温泉増掘許可申請書(第二号様式)とする。

動力装置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 増掘又は動力装置の必要性、利用計画等を記した増掘(動力装置)理由書

二 増掘又は動力装置の位置を明確に表示し、付近二百メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況を記入した付近見取図

三 土地登記事項証明書及び申請者が土地所有者でない場合は、増掘のために使用する権利を有することを証明する書類(増掘の場合に限る。)

四 掘削周辺の公図(増掘の場合に限る)

五 掘削孔断面図(増掘の場合に限る)

六 設備の配置図及び主要な設備の構造図(増掘の場合に限る。)

七 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が省令第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面(増掘の場合に限る。)

八 省令第一条の二第十号の規定により作成した増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程

九 動力装置詳細図(動力装置の場合に限る。)

十 利用計画図

十一 増掘又は動力装置の位置と隣地の境界との距離が二メートル未満の場合は、隣地の土地登記事項証明書並びにその土地所有者の承諾書及び印鑑登録証明書の写し

十二 申請者が法第十一条第二項又は第三項において準用する法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

十三 その他知事が必要と認める書類又は図面

(掘削施設等変更許可申請書)

第三条の二 省令第四条の三第一項の申請書は、温泉掘削施設等変更許可申請書(第二号様式の

温泉増掘

二)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

二 変更後の掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が省令第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

三 掘削時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程

四 その他知事が必要と認める書類又は図面

(温泉掘削等許可有効期間更新申請書)

第四条 省令第二条の申請書は、温泉掘削（増掘・動力装置）許可有効期間更新申請書（第三号様式）とする。

(工事着手届)

温泉掘削

第五条 条例第二条の規定による届出は、温泉増掘工事着手届（第四号様式）により行わなければならない。
動力装置

(工事完了又は廃止の届出)

温泉掘削

第六条 省令第五条の規定による申請書は、温泉増掘工事完了届（第五号様式）とする
動力装置 廃止

2 前項の届出書には、次に掲げる書面及び図面を添付するものとする。

- 一 掘削又は増掘の場合は、仕上げの掘削孔断面図
- 二 掘削又は増掘の場合は、温泉孔状図（十メートルごとに地質及び温度を表示すること。）
- 三 動力装置の場合は、動力装置詳細図
- 四 省令第一条の二第六号に規定する可燃性ガスの警報設備による警報の作動状況の記録
- 五 省令第一条の二第七号及び第八号の規定による点検の結果の記録

(温泉採取許可申請書)

第六条の二 省令第六条の二の申請書は、温泉採取許可申請書（第五号様式の二）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- 一 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第六条の三第一項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 三 設備の設置の状況を表した写真
- 四 省令第六条の二第二項第四号に規定するメタンの濃度及び量の測定の結果を記載した書面の写し
- 五 省令第六条の三第一項第十号に規定する採取時災害防止規程
- 六 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他知事が必要と認める書類又は図面

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認の申請書)

第六条の三 省令第六条の四第一項の申請書は、法人の合併又は分割に係る温泉採取許可承継承認申請書（第五号様式の三）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 申請者が法第十四条の二第二項第二号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請書)

第六条の四 省令第六条の五第一項の申請書は、相続に係る温泉採取許可承継承認申請書(第五号様式の四)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 戸籍謄本
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第十四条の二第二項第二号又は第三号に該当しない者であることを誓約する書面

(可燃性天然ガス濃度確認申請書)

第六条の五 省令第六条の七第一項の申請書は、可燃性天然ガス濃度確認申請書(第五号様式の五)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。ただし、省令第六条の六第二項に規定する温泉について申請する場合は、この限りでない。

- 一 温泉の採取の場所の状況を表した写真
- 二 省令第六条の十二に規定する者によるメタン濃度の測定の実施状況を表した写真
- 三 省令第六条の十二に規定する者によるメタン濃度の測定の結果を記載した書面の写し
- 四 その他知事が必要と認める書類又は図面

(確認を受けた者の地位承継届出書)

第六条の六 省令第六条の八第一項の届出書は、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者の地位承継届出書(第五号様式の六)とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業の全部の譲渡の場合にあつては、譲渡に関する契約書の写し
- 二 相続の場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 戸籍謄本
 - ロ 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 合併又は分割の場合にあつては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(温泉採取施設等変更許可申請書)

第六条の七 省令第六条の十第一項の申請書は、温泉採取施設等変更許可申請書(第五号様式の七)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

二 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が省令第六
条の第三項各号又は第三項各号に掲げる基準に適合することを証する書面

三 変更に係る設備の変更前の状況を表した写真

四 採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程

五 その他知事が必要と認める書類又は図面

(温泉採取施設等変更工事完了届)

第六条の八 条例第六条の二の規定による届出は、温泉採取施設等変更工事完了届(第五号様式
の八)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 省令第六条の二第二項第四号に規定するメタンの濃度及び量の測定の結果を記載した書面
の写し

二 その他知事が必要と認める書類又は図面

(温泉採取事業廃止届出書)

第六条の九 省令第六条の十一第一項の届出書は、温泉採取事業廃止届出書(第五号様式の九)
とする。

2 前項の届出書には、法第十四条の二第一項の許可を受けた

者にあつては、次に掲げる図面及び写真を添付するものとする。

一 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面

二 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表した写真

(利用許可申請書)

第七条 省令第七条第一項の申請書は、温泉利用許可申請書(第六号様式)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 浴用施設又は飲用施設の構造及び設備の概要並びに平面図

二 源泉から利用施設までの配管施設を示した図面

三 温泉分析書の写し

四 飲用の許可の申請の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量
に関する検査の結果を記載した書類

五 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

六 その他知事が必要と認める書類又は図面

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割に係る承認の申請書)

第七条の二 省令第八条第一項の申請書は、法人の合併又は分割に係る温泉利用許可承継承認申
請書(第六号様式の二)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉の利用の許可を受けた者の相続に係る承認の申請書)

第七条の三 省令第九条第一項の申請書は、相続に係る温泉利用許可承継承認申請書(第六号様式の三)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 戸籍謄本

二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

三 申請者が法第十五条第二項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉揭示届)

第八条 省令第十一条の規定による届出は、温泉揭示届(第七号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、温泉分析書の写し並びに禁忌症、適応症及び入浴又は飲用上の注意を記載した書面を添付するものとする。

(温泉成分分析機関登録申請書)

第九条 法第十九条第二項の申請書は、温泉成分分析機関登録申請書(第八号様式)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登記証明書の写し

三 分析施設の見取図

四 温泉成分分析を適正かつ確実に実施するのに十分な経理的基礎を有することを証する書類

五 申請者が法第十九条第四項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(温泉成分分析機関登録事項変更届出書)

第十条 省令第十五条第一項の届出書は、温泉成分分析機関登録事項変更届出書(第九号様式)とする。

(温泉成分分析業務廃止届出書)

第十一条 省令第十六条の届出書は、温泉成分分析業務廃止届出書(第十号様式)とする。

(温泉ゆう出目的以外の土地掘削届)

第十二条 条例第三条の規定による届出は、温泉ゆう出目的以外の土地掘削届(第十一号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、掘削地点を明確に表示し、付近二百メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況を記入した付近見取図を添付するものとする。

(自然ゆう出温泉採取届)

第十三条 条例第四条の規定による届出は、自然ゆう出温泉採取届(第十二号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 ゆう出地点を明確に表示し、付近二百メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況を記入した付近見取図
- 二 土地登記事項証明書並びに申請者が土地所有者でない場合は、温泉採取のための土地使用権に関する証明書
- 三 ゆう出周辺の公図
- 四 ゆう出温度が摂氏二十五度未満のものについては、温泉分析書の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類又は図面

(温泉採取権者変更届)

第十四条 条例第五条の規定による届出は、温泉採取権者変更届(第十三号様式)により行わなければならない。

2 売買又は譲渡による変更の場合にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 売買による変更の場合 温泉採取権の売買を含む不動産売買契約書又は温泉採取権売買契約書の写しその他温泉採取権者が変更したことを証明できる書類及び売渡人の印鑑登録証明書の写し
- 二 譲渡による変更の場合 温泉採取権譲渡書又は譲渡証明書の写し及び譲渡人の印鑑登録証明書の写し
- 3 相続による変更の場合にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 法定相続人を確認できる戸籍の謄本
 - 二 温泉採取権を含む旨を明記している遺産分割協議書又は温泉採取権相続放棄書の写し及び印鑑登録証明書の写し
 - 三 その他温泉採取権者が変更したことを証明できる書類

(温泉採取廃止届)

第十五条 条例第六条の規定による届出は、温泉採取廃止届(第十四号様式)により行わなければならない。

(温泉利用廃止届)

第十六条 条例第七条の規定による届出は、温泉利用廃止届(第十五号様式)により行わなければならない。

(温泉採取権者氏名等変更届)

第十七条 条例第八条第一項第一号の規定による届出は、温泉採取権者氏名(名称)変更届(第

住 所

十六号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 住民票の写し
- 二 温泉採取権者が法人の場合は、法人登記簿の謄本又は抄本
- 三 その他知事が必要と認める書類

(温泉ゆう出地地目等変更届)

地目

第十八条 条例第八条第一項第二号の規定による届出は、温泉ゆう出地地番変更届(第十七号

所有者

様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、土地登記事項証明書その他変更の事実が確認できる書類を添付しなければならない。

(温泉利用目的変更届)

第十九条 条例第八条第一項第三号の規定による届出は、温泉利用目的変更届(第十八号様式)により行わなければならない。

(温泉埋設管取替え工事届)

第二十条 条例第八条第一項第四号の規定による届出は、温泉埋設管取替え工事届(第十九号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付するものとする。

一 掘削地点を明確に表示し、付近二百メートル以内の著名な建物及び既存源泉の状況を入した付近見取図

二 掘削孔断面図

三 工事計画図

(ゆう出量等変更状況届)

第二十一条 条例第八条第一項第五号又は第三項第二号の規定による届出は、ゆう出量等変更状況届(第二十号様式)により行わなければならない。

2 条例第八条第一項第五号及び第三項第二号に規定する著しい変化があったときは、次に掲げる場合をいう。

一 温泉のゆう出量及び温度に当該温泉の利用に支障を及ぼす程度の変化が起こった場合

二 温泉の泉質名が変わった場合

(動力装置所有者氏名等変更届)

第二十二条 条例第八条第二項第一号の規定による届出は、動力装置所有者氏名(名称)変更届

住所

(第二十一号様式)により行わなければならない。

(動力装置設置場所等変更届)

設置場所

第二十三条 条例第八条第二項第二号から第四号までの規定による届出は、動力装置所有者変

型式等

更届(第二十二号様式)により行わなければならない。

(動力装置使用廃止届)

第二十四条 条例第八条第二項第五号の規定による届出は、動力装置使用廃止届(第二十三号様式)により行わなければならない。

(温泉利用者氏名等変更届)

第二十五条 条例第八条第三項第一号の規定による届出は、温泉利用者氏名(名称)変更届(第二十四号様式)により行わなければならない。

住 所

(工事許可済票)

第二十六条 条例第九条の工事許可済票は、温泉工事許可済票(第二十五号様式)とする。

(利用許可済票)

第二十七条 条例第十条の許可済票は、温泉公共浴用利用許可済票(第二十六号様式)及び温泉公共飲用利用許可済票(第二十七号様式)とする。

(提出書類の経由等)

第二十八条 法、省令、条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該温泉の所在地に所管する保健所長を経由しなければならない。ただし、当該温泉の所在地が大分市である場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年規則第二十六号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年規則第八十四号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式及び第七号様式の改正規定は、平成十七年五月二十四日から施行する。

附 則 (平成十九年規則第八十号)

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

附 則 (平成二十年規則第三十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十年規則第六十七号)

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年規則第三十七号)

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年規則第五十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年規則第十六号)

この規則は、公布の日から施行する。